5 万人超える市民が求める住民投票条例案
17 日からの臨時市議会で審議されます

いよいよ、条例案の審議が 17 日から 23 日の臨時市議会で審議されます。

18 日の本会議での市長への質疑と 18 日午前の本会議での意見陳述、さらに 18 日午後の参考人と市当局への意見聴取がおこなわれます。

党市議団は、18 日午前の本会議の質疑で伊藤幾子議員が市長に質問します。18 日午後の特別委員会では角谷敏男議員が参考人（条例請求者）と当局への質疑をおこないます。

市長が条例案の賛否を明らかにせず意見書を出す

地方自治法では市長は議会に条例案の「意見を附して」提案することになっています。法解釈では、「意見」とは「条例案への賛否の態度」と言われます。市議団は市当局に賛否のない提案は、法律上問題であるとただしていきます。

各議員に条例可決を求めるハガキが届く

市庁舎新築移転の是非を問う市民の会は、先日新聞にハガキ付きのチラシを折り込みしました。住民条例可決を要請するハガキが、15 日現在で党市議 3 名に 10 通の激励要請がありました。

みんなで議会傍聴に出かけよう!

ケーブル TV で中継・録画放送があります